

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

平成27年8月31日27福保子計第240号

令和元年10月17日31福保子計第796号 一部改正

1 事業の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子供が、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もって全ての子供の健やかな成長を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、区市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の種類

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費（以下「副食費」という。）に要する費用の補助

4 実施方法等

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

ア 事業の内容

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子供が、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条法第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として区市町村が定めるものに係る実費徴収額に対して、区市町村がその一部を補助する。

イ 実施要件

(ア) 対象者

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給

世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として区市町村が認める教育・保育給付認定保護者

(イ) 対象となる実費徴収額の範囲

(ア) に該当する保護者の教育・保育認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

ウ 施設による代理請求・代理受領について

区市町村は、特定教育・保育施設に対して、あらかじめ（1）イ（ア）に定める対象者から同意を得た上で通知し、日用品、文房具等の購入に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定教育・保育施設に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し日用品、文房具等の購入に要する費用の補助があったものとみなす。

(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食費に要する費用の補助

ア 事業の内容

世帯の所得の状況その他の事業を勘案して区市町村が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）が、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に係る実費徴収額に対して、区市町村がその一部を補助する。

イ 実施要件

(ア) 対象者

特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の①若しくは③に該当する者又は②に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者

- ① 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する区市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者
- ② 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から

第3学年までに在籍する子どもをいう。)が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

③ 令第15条の3第2項に規定する区市町村民税を課されない者に準ずる者

(イ) 対象となる実費徴収額の範囲

特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額

ウ 施設による代理請求・代理受領について

区市町村は、特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ(2)イ(ア)に定める対象者から同意を得た上で通知し、副食費に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し副食費に要する費用の補助があったものとみなす。

5 留意事項

- (1) 4(2)にある区市町村民税所得割合算額を判定する保護者等の世帯所得の時期は、当該事業を実施する区市町村が定める時期とする。このため、例えば、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定と同様に、毎年6月に判明する当該年度分の区市町村民税(4月から8月の利用分は前年度分の区市町村民税)で判定したり、通年分を当該年度分の区市町村民税で判定したりする場合も都補助の対象とする。
- (2) 4(2)イ(イ)における副食の提供に係る実費徴収額の算出にあたっては、実際に要した副食費に相当する費用(各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、給食提供日数を乗じて算出した額)を用いるのが基本であるが、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合(外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等)においては、例外的に、次のとおり便宜的な算出方法を用いることも可能である。

副食費に相当する額の算出方法

給食の実施方法	副食費の算出方法(基本)	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法(※) も可

外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法（※） も可
------	--	---------------------------

※ 「1食当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法の例

- 園における1食当たりの給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（区市町村に所在する他施設等の情報から推計）
- 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（区市町村に所在する他施設等の情報から推計）
- 一律225円（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる。）

6 費用

本事業に要する費用の一部については、都は別に定めるところにより補助するものとする。

7 その他

その他必要な事項については別途規定する。

附 則（31福保子計第796号）

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、同年10月1日から適用する。

令和元年9月30日までの実費徴収に係る補足給付については、なお従前の例による。